

社会福祉施設

概要

社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

社会福祉施設分類別施設数、定員数

分類	施設数	利用者定員
総数	(か所) 94,612	(人) 3,204,584
①経営主体分類		
公営	28,336	1,178,850
私営	66,276	2,025,734
②年齢別分類		
成人施設	60,201	1,024,620
児童施設	34,411	2,179,964

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成17年10月1日現在）
及び「介護サービス施設・事業所調査」（平成17年10月1日現在）

社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。

社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

設置主体	費用負担者	国	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等		$\frac{50}{100}$	$\frac{25}{100}$	—	$\frac{25}{100}$

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。

社会福祉施設の運営のための費用（措置費）は、施設へ入所（利用）または入所（利用）委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

詳細データ①

施設の種別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

施設の種別	施設数			定員		
	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2005(平成17)年	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2005(平成17)年
総数	58,786	75,875	94,612	2,616,728	2,826,029	3,204,584
保健医療施設	340	296	298	21,780	19,881	20,637
救急医療施設	174	178	183	16,066	16,337	16,824
更生施設	18	19	20	1,701	1,776	2,097
療養施設	65	64	62
授産施設	68	24	21	2,755	855	765
宿舎施設	15	11	12	1,258	913	951
老人福祉施設	12,904	28,643	43,285	316,420	481,607	611,208
養老施設	947	949	964	67,219	66,495	66,837
特別養老施設	900	902	916	64,455	63,752	64,023
軽費老人ホーム(一般)	47	47	48	2,764	2,743	2,814
軽費老人ホーム(1)	3,201	4,463	5,535	220,916	298,912	383,326
軽費老人ホーム(A型)	551	1,444	1,966	27,666	61,732	82,594
軽費老人ホーム(B型)	252	246	240	15,152	14,642	14,015
軽費老人ホーム(ケアハウス)	38	38	33	1,808	1,818	1,547
老人福祉センター(A型)	261	1,160	1,693	10,706	45,272	67,032
老人福祉センター(B型)	2,214	2,271	2,284
老人福祉センター(特A型)	266	269	267
老人福祉センター(特B型)	1,594	1,624	1,590
老人福祉センター(特C型)	354	378	427
通所介護施設	3,948
短期入所介護施設	...	8,037	17,652
短期入所介護施設	15	619
老人介護支援センター	2,028	4,515	6,216	...	54,468	78,451
身体障害者更生支援施設	1,321	1,766	2,294	45,509	52,780	62,308
視覚・言語障害者更生施設	41	37	84	1,766	1,548	5,230
身体障害者更生施設	15	14	20	1,468	1,394	1,813
重度身体障害者更生施設	3	3	3	175	160	160
身体障害者更生施設	6	6	7	407	379	501
重度身体障害者更生施設	269	377	484	16,850	22,643	27,202
身体障害者福祉施設	71	73	...	4,911	5,006	...
身体障害者福祉施設	21	42	67	332	562	811
身体障害者福祉施設	82	81	202	4,413	3,764	11,517
身体障害者福祉施設	125	128	...	8,189	8,220	...
身体障害者福祉施設	185	252	326	4,558	6,676	8,816
身体障害者福祉施設	237	4,037
身体障害者福祉施設	34	37	36	1,780	1,808	1,701
在宅障害者更生施設	233	251	248
在宅障害者更生施設	36	41	39
在宅障害者更生施設	197	210	209
在宅障害者更生施設	103	325	430
在宅障害者更生施設	9	9	7	660	620	520
在宅障害者更生施設	26	23	19
在宅障害者更生施設	9
在宅障害者更生施設	74	73	72
在宅障害者更生施設	13	13	13
在宅障害者更生施設	11	22	30
婦人保健施設	52	50	50	1,744	1,578	1,455

※ 障害者自立支援法が平成18年10月1日に全面施行されたことにより、施設体系の見直しが行われている。

資料編

⑧ 社会福祉・援護

施設の種類	施設数			定員		
	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2005(平成17)年	1995(平成7)年	2000(平成12)年	2005(平成17)年
児童福祉施設	33,231	33,089	33,545	2,014,497	2,013,356	2,147,767
助産院	560	516	456
母子生活支援施設	116	114	117	3,746	3,610	3,669
児童養育施設	309	290	282	6,057	5,605	5,648
知的障害児施設	22,488	22,199	22,624	1,922,835	1,925,641	2,060,938
知的障害児通園施設	528	552	558	32,824	33,803	33,676
知的障害児通学施設	295	272	255	17,776	14,975	12,152
知的障害児通所授産施設	7	7	7	338	338	310
知的障害児通所授産施設	222	234	256	8,139	8,657	9,404
知的障害児通所授産施設	19	14	11	657	411	290
知的障害児通所授産施設	17	16	14	643	547	440
知的障害児通所授産施設	26	26	25	860	850	851
知的障害児通所授産施設	32	1,934
知的障害児通所授産施設	70	65	63	7,691	6,295	5,375
知的障害児通所授産施設	79	85	99	3,270	3,400	3,777
知的障害児通所授産施設	8	7	6	425	400	320
知的障害児通所授産施設	78	91	112	8,009	9,211	11,015
知的障害児通所授産施設	16	17	27	770	844	1,323
知的障害児通所授産施設	57	57	58	4,580	4,374	4,227
知的障害児通所授産施設	57
知的障害児通所授産施設	4,154	4,420	4,716
知的障害児通所授産施設	2,719	2,790	2,897
知的障害児通所授産施設	1,235	1,445	1,691
知的障害児通所授産施設	13	16	17
知的障害児通所授産施設	3	4	4
知的障害児通所授産施設	1	1	1
知的障害児通所授産施設	183	164	106
知的障害児通所授産施設	4,150	4,107	3,802
知的障害児通所授産施設	2,332	3,002	4,525	123,022	153,885	195,395
知的障害児通所授産施設	235
知的障害児通所授産施設	1,324	1,653	1,968	82,791	100,484	114,980
知的障害児通所授産施設	1,085	1,303	1,470	73,682	86,823	95,906
知的障害児通所授産施設	239	350	498	9,109	13,661	19,074
知的障害児通所授産施設	818	1,118	1,652	36,253	48,447	67,919
知的障害児通所授産施設	210	228	225	13,256	14,307	14,135
知的障害児通所授産施設	608	890	1,427	22,997	34,140	53,784
知的障害児通所授産施設	399	6,670
知的障害児通所授産施設	112	120	124	2,665	2,827	2,926
知的障害児通所授産施設	58	68	82	698	856	1,043
知的障害児通所授産施設	20	43	65	615	1,271	1,857
母子福祉施設	92	90	80
母子福祉施設	72	73	71
母子福祉施設	20	17	9
精神障害者社会復帰施設	233	521	1,687	4,286	10,200	24,293
精神障害者社会復帰施設	80	205	286	1,711	4,223	5,951
精神障害者社会復帰施設	73	115	233	725	1,162	3,327
精神障害者社会復帰施設	138	1,407
精神障害者社会復帰施設	95	1,920
精神障害者社会復帰施設	6	22	30	174	604	796
精神障害者社会復帰施設	73	168	285	1,646	3,896	6,666
精神障害者社会復帰施設	375	7,065
精神障害者社会復帰施設	1	11	18	30	315	488
精神障害者社会復帰施設	460
その他の社会福祉施設	8,281	8,418	8,848	89,470	92,742	141,521
授産施設	157	168	125	6,394	6,689	4,574
授産施設	45	85	224	3,740	4,636	7,765
授産施設	29	30	28	576	596	573
授産施設	238	240	234
授産施設	1,277	1,275	1,177
授産施設	188	160	123
授産施設	1,389	1,195	866	50,927	43,354	32,197
授産施設	123	235	446
授産施設	4,497	4,619	4,173
授産施設	66	61	46
授産施設	272	350	1,406	27,833	37,467	96,412

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

- (注) 1. 2000(平成12)年及び2005(平成17)年の数値は「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握した数値である。
2. 2000(平成12)年及び2005(平成17)年の数値は「介護サービス施設・事業所調査」において、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
3. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

社会福祉施設の措置費（運営費）負担割合

施設種別	措置権者（※1）	入所先施設の 区分	措置費支弁者（※1）	費用負担			
				国	都道府県 指定都市 中核市	市	町村
保護施設	知事・指定都市長・中核市長	——	都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	—	—
	市長（※2）		市	3/4	—	1/4	—
老人福祉施設	市町村長	——	市町村	—	—	10/10 （※4）	
婦人保護施設	知事	——	都道府県	5/10	5/10	—	—
児童福祉施設（※3）	知事・指定都市長・児童相談 所設置市長	——	都道府県・指定都市・児童相 談所設置市	1/2	1/2	—	—
母子生活支援施設 助産施設	市長（※2）	——	都道府県	1/2	1/2	—	—
		——	市	1/2	1/4	1/4	—
	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設	都道府県・指定都市・中核市	1/2	1/2	—	—
保育所	市町村長	その他の施設	市町村	1/2	1/4	1/4	
身体障害者社会参加 支援施設（※5）	指定都市長・中核市長	——	指定都市・中核市	5/10	5/10	—	—
	市町村長		市町村	5/10	—	5/10	

- （注）※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置（行政処分）がそれぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施（公法上の利用契約関係）に改められた。
- ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
- ※3. 保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
- ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村（指定都市、中核市含む）において行っている。
- ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より「身体障害者社会参加支援施設」となった。